

〔実力行使〕

少年院法及び少年院処遇規則に規定なし。

〔手錠等の使用〕

(手錠の使用)

第十四条の二 在院者が逃走、暴行又は自殺をするおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、手錠を使用することができる。

2 手錠は、少年院の長の許可を受けなければ、使用してはならない。ただし、緊急を要する状態にあつて、その許可を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 手錠の製式は、法務省令で定める。

規則

第七十六条 手錠の使用は、他に適当な措置がない場合に限るものとする。

2 緊急を要する状態にあつて、手錠の使用について、あらかじめ院長の許可を受けるいとまのないときは、使用した後、すみやかに院長の承認を受けなければならない。

3 手錠を使用する必要がなくなつたときは、ただちにその使用をやめなければならない。

止しなければならない。

4 第一項の規定により受刑者を隔離している場合には、刑事施設の長は、三月に一回以上定期的に、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かななければならない。

(制止等の措置)

第七十七条 刑務官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、その他刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

2 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

一 刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

二 刑務官の要求を受けたのに刑事施設から退去しないとき。

三 被収容者の逃走又は刑事施設の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。

四 被収容者に危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

3 前二項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。

(捕縄、手錠及び拘束衣の使用)

第七十八条 刑務官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

一 逃走すること。

二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。

三 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。

2 刑務官は、被収容者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、刑事施設の長の命令により、拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。

3 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待ついとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

4 拘束衣の使用の期間は、三時間とする。ただし、刑事施設の長は、特に継続の必要があると認める

〔保護室収容〕

少年院法及び少年院処遇規則に規定なし。

(参考) [通達](#)

○保護室への収容について（平成21年1月7日付け矯少第40号矯正局長通達）

少年院及び少年鑑別所においては、従前から、刑事施設に設けられている保護室と同等の設備及び構造を有する室が順次整備され、その運用は、おおむね、刑事施設における保護室の運用に準じて行われてきたところですが、今後、その運用を下記のとおり統一することとし、本日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、この通達を実施する際に保護室に収容されている者の取扱いについては、この通達によるものとします。

記

1 定義等

(1) この通達において「保護室」とは、少年院又は少年鑑別所（以下「少年施設」という。）に設けられている室であって、昭和34年7月9日付け矯正甲第642号当職通牒「矯正施設の収容定員について」記の五に定める特殊室（被収容者の鎮静及び保護に充てるため設けられた相応の構造及び設備を有する室）に該当するもののうち、平成18年5月24日付け法務省矯成第3450号当職通達「静穏室等への収容について」に定める静穏室及び観察室以外の室をいう。

(2) 保護室は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成17年法務省令第57号）第39条に定める基準と同等の基準を満たしたものでなければならない。

2 保護室への収容の要件

保護室への収容は、少年施設に収容されている者（以下「被収容者」という。）が次のア又はイに該当する場合に限り、することができること。

ア 自身を傷つけるおそれがあるとき。

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合において、少年施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

(ア) 少年施設の職員の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

(イ) 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

(ウ) 少年施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

ときは、通じて十二時間を超えない範囲内で、三時間ごとにその期間を更新することができる。

5 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、拘束衣の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止させなければならない。

6 被収容者に拘束衣を使用し、又はその使用の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

7 捕縄、手錠及び拘束衣の制式は、法務省令で定める。

(保護室への収容)

第七十九条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、刑事施設の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。

一 自身を傷つけるおそれがあるとき。

二 次のイからハマまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

2 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待ついとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、その被収容者を保護室に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

3 保護室への収容の期間は、七十二時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、四十八時間ごとにこれを更新することができる。

4 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させなければならない。

5 被収容者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

6 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

3 保護室への収容の手続等

- (1) 保護室への収容は、少年施設の長の命令によること。ただし、緊急を要するためその命令によることができない場合には、収容を開始した後速やかにその旨を報告させること。
- (2) 保護室への収容の期間は、72時間以内とすること。ただし、特に継続の必要がある場合には、48時間ごとにこれを更新することができること。
- (3) 少年施設の長は、前記(2)の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させること。
- (4) 被収容者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、速やかに、その被収容者の健康状態について医師の意見を聞くこと。
- (5) 保護室に収容されている者に対する手錠の使用については、平成15年9月1日付け矯保第3341号当職通達「手錠の使用について」によること。
- (6) 保護室に収容されている者については、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握するとともに、心情の安定を図るための働き掛けを行うことによって、早期にその収容を中止できるように努めること。特に、保護室への収容がその者の健全な育成を妨げることのないよう十分配慮すること。

4 記録

- (1) 被収容者を保護室に収容し、収容の期間を更新し、又は収容を中止した場合には、行動観察票に次の事項を記録するとともに、保護室使用簿（別紙様式）にも記録すること。
 - ア 収容開始、収容期間の更新又は収容中止の日時
 - イ 収容した保護室
 - ウ 指揮者（収容の期間を更新する場合を除く。）
 - エ 実施者（収容の期間を更新する場合を除く。）
 - オ 収容若しくは収容期間更新の要件に該当する事実又は収容要件が消滅した事実
 - カ 収容された者の動静
 - キ 収容された者の負傷の有無及び程度
 - ク 手錠の使用の有無
 - ケ 医師の意見（保護室に収容し、又は収容の期間を更新した場合に限る。）
- (2) 保護室に収容した場合におけるその状況の録画については、平成16年3月31日付け矯保第1199号当職通達「被収容者の動静等の記録について」記の2に定めるところによること。

【武器の携帯及び使用】

少年院法及び少年院処遇規則に規定なし。

（武器の携帯及び使用）

第八十条 刑務官は、法務省令で定める場合に限り、小型武器を携帯することができる。

2 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

- 一 暴動を起こし、又はまさに起こそうとするとき。
- 二 他人に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。
- 三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。

〔連戻し〕

(連戻し・連戻状)

第十四条 在院者が逃走したときは、少年院の職員は、これを連れ戻すことができる。少年院の職員による連戻しが困難である場合において、少年院の長から連戻しについて援助を求められた警察官も、同様とする。

2 在院者(少年院収容受刑者を除く。)が逃走した時から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、連戻しに着手することができない。

3 前項の連戻状は、少年院の長の請求により、当該少年院の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。

4 連戻し及び連戻状については、連戻しの性質に反しない限り、第十七条の二並びに少年法第四条及び第三十六条の規定を準用する。この場合において、第十七条の二中「少年院に収容中の者」とあるのは「少年院から逃走した者」と読み替えるものとする。

5 少年院収容受刑者が逃走した時から四十八時間を経過した後は、当該時間内に連戻しに着手している場合を除き、第一項の規定にかかわらず、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第四百八十五条の

四 凶器を携帯し、刑務官が放棄を命じたのに、これに従わないとき。

五 刑務官の制止に従わず、又は刑務官に対し暴行若しくは集団による威力を用いて、逃走し、若しくは逃走しようとし、又は他の被収容者の逃走を助けるとき。

3 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

一 被収容者が暴動を起こし、又はまさに起こそうとする場合において、その現場で、これらに参加し、又はこれらを援助するとき。

二 被収容者に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。

四 銃器、爆発物その他の凶器を携帯し、又は使用して、刑事施設に侵入し、若しくはその設備を損壊し、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

五 暴行又は脅迫を用いて、被収容者を奪取し、若しくは解放し、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

4 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条若しくは第三十七条に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない。

一 刑務官において他に被収容者の第二項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。

二 刑務官において他に被収容者以外の者の前項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。ただし、同項第二号に掲げる場合以外の場合にあっては、その者が刑務官の制止に従わないで当該行為を行うときに限る。

(収容のための連戻し)

第八十一条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から四十八時間以内に着手したときに限り、これを連れ戻すことができる。

一 逃走したとき 逃走の時

二 第九十六条第一項の規定による作業又は第百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日時

収容状によつて収容しなければならない。

規則

第六十九条の2 院長は、連戻しについて、警察官に援助を求めるには、書面によらなければならない。但し、緊急を要するときは、口頭その他適当な方法によることができる。この場合においては、援助を求める旨の書面をできる限りすみやかに送付しなければならない。

第七十九条の3 院長は、連戻状の発付を受けた場合には、連戻しについて援助を求めた警察官に、これを送付しなければならない。但し、送付できない場合は、連戻状が発せられている旨を通知すれば足りる。

第七十九条の4 院長は、連戻しについて警察官に援助を求めた場合において、警察官から逃走した者を保護している旨の通知があつたときは、すみやかに連れ戻す措置を講じなければならない。

〔懲戒〕

(懲戒)

第八条 少年院の長は、紀律に違反した在院者に対して、左に掲げる範囲に限り、懲戒を行うことができる。

- 一 厳重な訓戒を加えること。
 - 二 成績に対して通常与える点数より減じた点数を与えること。
 - 三 二十日を超えない期間、衛生的な単独室で謹慎させること。
- 2 懲戒は、本人の心身の状況に注意して、これを行わなければならない。

規則

第六十一条 懲戒は、情状により、その執行の猶予、停止又は免除を行うことができる。

(懲罰の要件等)

第五百十条 刑事施設の長は、被収容者が、遵守事項若しくは第九十六条第四項（第六十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第七十四条第三項の規定に基づき刑事施設の職員が行つた指示に従わなかった場合には、その被収容者に懲罰を科することができる。

2 懲罰を科するに当たっては、懲罰を科せられるべき行為（以下この節において「反則行為」という。）をした被収容者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、軽重、動機及び刑事施設の運営に及ぼした影響、反則行為後におけるその被収容者の態度、受刑者にあつては懲罰がその者の改善更生に及ぼす影響その他の事情を考慮しなければならない。

3 懲罰は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならない。

(懲罰の種類)

第五百十一条 受刑者に科する懲罰の種類は、次のとおりとする。

- 一 戒告
 - 二 第九十三条の規定による作業の十日以内の停止
 - 三 第四十一条第一項の規定による自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の十五日以内の停止
 - 四 書籍等（被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。第三項第三号及び次条第一項第三号において同じ。）の閲覧の一部又は全部の三十日以内の停止
 - 五 報奨金計算額の三分の一以内の削減
 - 六 三十日以内（懲罰を科する時に二十歳以上の者について、特に情状が重い場合には、六十日以内）の閉居
- 2 前項第二号から第五号までの懲罰にあつては二種類以上を併せて、同項第六号の懲罰（以下この節において「閉居罰」という。）にあつては同項第五号の懲罰と併せて科することができる。
- 3 受刑者以外の被収容者に科する懲罰の種類は、次のとおりとする。
- 一 戒告

	<p>二 第四十一条第二項の規定による自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の十五日以内の停止</p> <p>三 書籍等の閲覧の一部又は全部の三十日以内の停止</p> <p>四 閉居罰</p> <p>4 前項第二号及び第三号の懲罰は、併せて科することができる。</p> <p>(閉居罰の内容)</p> <p>第百五十二条 閉居罰においては、次に掲げる行為を停止し、法務省令で定めるところにより、居室において謹慎させる。</p> <p>一 第四十一条の規定により自弁の物品（刑事施設の長が指定する物品を除く。）を使用し、又は摂取すること。</p> <p>二 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の被収容者と共に宗教上の教誨を受けること。</p> <p>三 書籍等を閲覧すること。</p> <p>四 自己契約作業を行うこと。</p> <p>五 面会すること（弁護士等と面会する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。</p> <p>六 信書を発受すること（弁護士等との間で信書を発受する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。</p> <p>2 閉居罰を科されている被収容者については、第五十七条の規定にかかわらず、その健康の保持に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限する。</p> <p>3 閉居罰を科されている受刑者には、謹慎の趣旨に反しない限度において、矯正処遇等を行うものとする。</p> <p>(反則行為に係る物の国庫への帰属)</p> <p>第百五十三条 刑事施設の長は、懲罰を科する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させることができる。ただし、反則行為をした被収容者以外の者に属する物については、この限りでない。</p> <p>一 反則行為を組成した物</p> <p>二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物</p> <p>三 反則行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は反則行為の報酬として得た物</p> <p>四 前号に掲げる物の対価として得た物</p> <p>(反則行為の調査)</p> <p>第百五十四条 刑事施設の長は、被収容者が反則行為をした疑いがあると思料する場合には、反則行為の有無及び第百五十条第二項の規定により考慮すべき事情並びに前条の規定による処分の要件の有無について、できる限り速やかに調査を行わなければならない。</p> <p>2 刑事施設の長は、前項の調査をするため必要があるときは、刑務官に、被収容者の身体、着衣、所持品及び居室を検査させ、並びにその所持品を取り上げて一時保管させることができる。</p>
--	--

3 第三十四条第二項の規定は、前項の規定による女子の被収容者の身体及び着衣の検査について準用する。

4 刑事施設の長は、受刑者について、反則行為をした疑いがあると思料する場合において、必要があるときは、法務省令で定めるところにより、他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。

5 前項の規定による隔離の期間は、二週間とする。ただし、刑事施設の長は、やむを得ない事由があると認めるときは、二週間に限り、その期間を延長することができる。

6 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

(懲罰を科する手続)

第百五十五条 刑事施設の長は、被収容者に懲罰を科そうとする場合には、法務省令で定めるところにより、その聴取をする三人以上の職員を指名した上、その被収容者に対し、弁解の機会を与えなければならない。この場合においては、その被収容者に対し、あらかじめ、書面で、弁解をすべき日時又は期限及び懲罰（第百五十三条の規定による処分を含む。次項及び次条において同じ。）の原因となる事実の要旨を通知するとともに、被収容者を補佐すべき者を刑事施設の職員のうちから指名しなければならない。

2 前項前段の規定による指名を受けた職員は、懲罰を科することの適否及び科すべき懲罰の内容について協議し、これらの事項についての意見及び被収容者の弁解の内容を記載した報告書を刑事施設の長に提出しなければならない。

(懲罰の執行)

第百五十六条 刑事施設の長は、懲罰を科するときは、被収容者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をするものとする。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができる。

2 刑事施設の長は、閉居罰の執行に当たっては、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かななければならない。